一般廃棄物の処理フロー、排出量及び再生利用量等の推移

資料３－２

１．ごみ

（１）ごみの処理フロー

・平成２５年度に府域から排出されたごみの総量は３０７万ｔとなっており、その内訳は生活系ごみ１７１万ｔ、事業系ごみが１３６万ｔであった。

・ごみ処理施設における処理形態別の処理量は、焼却処理が２７７万ｔ、粗大ごみ処理施設での処理が１２万t、再生利用等を行う施設での処理が１５万tであった。

・排出量のうち直接再生利用された量は3万ｔ、中間処理施設での処理後に再生利用された量は１８万tであり、市町村が把握している集団回収量２３万ｔと合わせて、再生利用量の合計は４４万ｔであった。ただし、ここには、市町村が関与せずに府民や事業者から民間の再生資源事業者へ直接引き渡された再生利用量は含まれていない。

図3-2-1　府内におけるごみ処理の状況（平成２５年度）



|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 定義 |
| 排出量 | 一般家庭から排出される生活系ごみと、事業所から排出される事業系ごみの総量 |
| 焼却施設 | 可燃ごみの焼却処理を行う中間処理施設 |
| 粗大ごみ処理施設 | 粗大ごみ等を対象に、破砕・圧縮等の処理及び有価物の選別を行う中間処理施設 |
| 再生利用等を行う施設 | 不燃ごみ等の選別施設、圧縮・梱包等を行う中間処理施設 |
| 集団回収量 | 地域の自治会や子ども会において回収され、市町村を経由せずに直接再生事業者へ引き渡される資源化物の量のうち、市町村が把握している量 |
| 直接再生利用量 | 中間処理を経ずに直接再生利用される量 |
| 再生利用量 | 直接再生利用量、中間処理施設での処理に伴う再生利用量、及び集団回収量の合計 |
| 直接最終処分量 | 中間処理を経ずに埋立処分される量 |
| 最終処分量 | 直接最終処分量と中間処理施設での処理に伴う処理残渣量の合計 |
| 市町村が関与しない資源化物 | 府民や事業者から民間の再資源化事業者へ直接引き渡され、再生利用されるもの |

（２）排出量の推移

（ア）総排出量の推移

・図3-2-2にごみ総排出量の推移を示す。

・平成２５年度において府内から排出された生活系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量

は３０７万ｔであり、平成２０年度の３５５万ｔから約１４％減少している。

・平成２５年度の府内の総排出量を１人１日当たりに換算すると９４７ｇであり、全国の１人１日当たりの排出量である９０２ｇよりも４５ｇ多い。

図3-2-2　ごみ総排出量の推移



（イ）生活系ごみ排出量の推移

・図3-2-3に生活系ごみ排出量の推移を示す。

・生活系ごみを収集区分ごとに分類すると、大きく「混合/可燃ごみ」、「不燃/粗大/その他ごみ」、「資源ごみ」に分けられる。

・平成２５年度における府内の生活系ごみ排出量は１７１万ｔであり、平成２０年度の１８６万ｔより約８％減少している。また、府内の排出量を１人１日当たりに換算すると、５２９ｇとなっており、全国の１人１日当たりの排出量と比べて９４ｇ少ない。

図3-2-3　生活系ごみ排出量の推移



（ウ）事業系ごみ排出量の推移

・図3-2-4に、事業系ごみ排出量の推移を示す。

・平成２５年度における府内の事業系ごみの排出量は１３６万ｔとなっており、平成２０年度の１６９万ｔよりも約２０％減少している。

・また、平成２５年度における府民１人１日当たりの事業系ごみ排出量は４１８ｇとなっており、国民１人１日当たりの排出量の２８０ｇと比べて多くなっている。しかし、平成２０年度と比べ、全国との差は小さくなっている。

 ・事業系ごみのうち、資源化可能な紙等は、排出事業者から民間の再資源化事業者へ直接引き渡される物が多い。そのため、市町村によって処理される事業系ごみのほとんどが「混合/可燃ごみ」となっており、平成２５年度では、事業系ごみの約９８％が「混合/可燃ごみ」であった。

図3-2-4　事業系ごみ排出量の推移



（３）再生利用量及び再生利用率の推移

・図3-2-5に府内の再生利用量の推移を示す。

・平成２５年度の排出量のうち、直接再生利用された量が３万ｔ、中間処理に伴う再生利用量が１８万tであった。これらに、市町村が把握している集団回収量２３万ｔを合わせた再生利用量の総量は４４万tであった。

・平成２０年度以降の再生利用量の推移を見ると、集団回収量は微減、直接再生利用量及び中間処理に伴う再生利用量は微増となっている。

・図3-2-6に府及び全国における再生利用量の内訳を示す。

・府内の再生利用量の内訳を全国と比較すると、市町村によって収集や中間処理が行われる直接再生利用量や中間処理後再生利用量の割合が小さく、集団回収量の割合が大きくなっている。

・図3-2-7に、市町村が把握している集団回収量を含めたごみ排出量の総量に占める再生利用量の割合である、再生利用率の推移を示す。

・平成２５年度における大阪府の再生利用率は、１３．２％となっている。ただし、ここには府民や事業者から民間の再資源化事業者へ直接引き渡された再生利用量は含まれていない。

図3-2-5　府内における再生利用量の推移



図3-2-6　大阪府及び全国における再生利用量の内訳

  

平成２０年度

　　　　　　　　　大阪府（再生利用量総量　４４万t）　　全国（再生利用量総量　９７８万ｔ）

 

平成２５年度

大阪府（再生利用量総量　４４万t）　　全国（再生利用量総量　９２７万ｔ）

図3-2-7　再生利用率の推移



（４）最終処分量の推移

・図3-2-8に、最終処分量の推移を示す。

・平成２５年度における最終処分量は４３万ｔであり、平成２０年度の５９万ｔから約２８％にあたる１６万ｔが減少している。

・また、最終処分量の内訳は、直接最終処分量、焼却施設から排出される焼却残渣量、処理残渣量となっており、平成２５年度における最終処分量全体のうち、約９８％を焼却残渣量が占めている。

図3-2-8　最終処分量の推移



２　し尿

（１）し尿の処理フロー

・平成２６年度における府内のし尿処理状況は図3-2-9のとおりである。

・平成２６年に府域から排出されるし尿（生し尿：汲み取り、浄化槽し尿：浄化槽で処理した後の汚泥）の総量は５７．６万ｋLとなっており、市町村が収集している計画収集量が５７．５万ｋL、自家処理量が０．０２万ｋLである。

・市町村による計画収集量５７．５万ｋLのうち、し尿処理施設で処理された量が４５．７万ｋLであり、希釈等により処理した後、下水道に投入された量が１１．８万ｋLであった。

・し尿処理施設での処理後、処理残渣として排出される汚泥量は１０．９千ｔであった。処理残渣の処理の内訳は、焼却投入量が５．６千ｔ、堆肥化等として再生利用された量が３．４千ｔ、その他の処理量が２．０千ｔであり、処理残渣として排出された汚泥の再生利用率は３１％であった。

図3-2-9　府内におけるし尿処理の状況（平成26年度）



※ 総排出量欄の（ ）内は、市町村の計画収集量を示しています。

※ 四捨五入の関係で、各数値が合計値と一致しない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 定義 |
| 公共下水道人口 | 水洗便所から公共下水道に放流する人口 |
| 浄化槽人口 | みなし（単独処理）浄化槽人口、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口等、浄化槽を経て放流している対象人口 |
| し尿処理施設 | 嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等により処理するもの |
| 下水道投入 | 終末処理場のある下水道に圧送又は投入するもの |
| 自家処理 | 市区町村により収集されていないし尿または浄化槽汚泥を、自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して処分または自ら処分しているもの |
| 農地還元 | 収集したし尿または浄化槽汚泥を農地に還元するもので、肥料として使用しているもの |
| 堆肥化等 | 処理場内で堆肥化された量、もしくは業者へ堆肥化を委託した量 |

（２）排出量及び再生利用量等の推移

・図3-2-10に府内におけるし尿排出量の推移を示す。

・平成２６年度に府内から排出されたし尿の総量は５７．６万ｋLであり、公共下水道の普及等に伴い、平成２１年度の７２．５万ｋLと比べて２１％にあたる１４．９万ｋLが減少している。

・このうち、市町村が収集している計画収集量は、生し尿３０．２万ｋL、浄化槽汚泥２７．３万ｋLを合わせた５７．５万ｋLであり、自家処理量が０．０２万ｋLであった。

・図3-2-11に府内におけるし尿処理量の推移を示す。

・平成２６年度における、計画収集量５７．５万ｋLのうち、７９％にあたる４５．７万ｋLがし尿処理施設で処理されており、２１％にあたる１１．８万ｋLが、希釈等により処理した後、下水道に投入されている。

・図3-2-12に府内におけるし尿処理残渣の最終処分量の推移を示す。

・平成２６年度において、し尿処理施設から排出された汚泥等の最終処分量は、０．３千ｔであった。

図3-2-10　府内におけるし尿排出量の推移



図3-2-11　府内におけるし尿処理量の推移



図3-2-12　府内におけるし尿処理残渣の最終処分量の推移

